

災害時要援護者名簿の提供について

東日本大震災において、災害時要援護者（以下、「要援護者」と呼ぶ。）の深刻な被災が多く、大きな社会問題としてクローズアップされてきているところです。

1. 要援護者名簿を提供する目的は

大きな災害が発生したとき、高齢者や障害者などのいわゆる「要援護者」は、避難に時間がかかったり、自力で安全な場所へ避難することが困難な場合が多いことから、大きな被害を受けやすいといわれています。

このような方々を安全に守るには、隣近所をはじめとした地域における住民相互の助け合いが大切になります。

地域に居住している「要援護者」の方々を地域で助けるために、その仕組み作りを支援するものです。

2. 災害時要援護者名簿とは

まず「要援護者」とは、災害時に一般の人々と同じような避難行動、避難生活を行うことができず、他者による援護を必要とする人々のことです。

町では個人情報保護審査会の答申に基づき、本人の同意を得ることなく、対象者の「氏名」「住所」「性別」「生年」の情報を自治会あるいは自主防災組織等に提供するために名簿を作成しました。

※本人の同意を得ないため、提供される情報は最小限度に留められています。

3. 要援護者名簿に掲載される対象者は

①65歳以上のひとり暮らし高齢者

②介護保険における要介護認定を受けており、要介護3以上の要介護者

③身体障害者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級または2級の者（重度）

4. 提供を受けるための手続きは

町は、提供を希望される自治会あるいは自主防災組織の代表者から個人情報の遵守についてを約した「誓約書」を受け、名簿を交付する。なお、交付を受けた者は、名簿の記載内容は個人情報であるため、複写禁止とし、保管を厳重に行うなど個人情報の漏洩には十分配慮すること。